

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 12 月 5 日(木)午後1時 30分から午後3時 24 分

2. 開催場所 役場 2 階第 6 会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項(1)専決事項

11 月許可決定の 4 条 2 件、5 条 9 件については、5 条 2 件が取り下げ、その他は、長野県農業会議から 11 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可保留の 5 条 1 件を除いて、許可指令書を交付した。

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

(3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会: 赤羽職務代理者)

<尾坂会長>

どうもあらためまして、こんにちは。12月に入りまして突然にも寒い日が続いていますが、またこの雪も降って大変かなと思います。またインフルエンザが今年は例年になく早くから全国的にはやっているようでございますので、我々何となく高齢者でございますので特に気をつけていただきたいなと思います。寒さに負けずがんばっていただきたいなと思います。今、代理のほうから話のありましたように、11月におきましては、いろいろの行事がありましてありがとうございました。11月6日は長野県農業委員大会、11月14日には、出れる人でしたけれど、大豆の選別を行いました。また18日19日と農業委員会研修旅行ということで世界遺産である富岡製糸場を見学させていただきました。また、28日から30日につきましては、農業委員会にとって一番イベントでございます味噌づくりをしっかりと作ることができました。特に仕込みの日は天候にも恵まれてよかったなと思っております。皆様方のご協力の下に本当にスムーズに進めることができましたとお礼申し上げます、ありがとうございました。特に味噌づくりにつきましては皆様方に楽しんでいただきまして、ぜひとも来年も、ぜひやっていただきたいという声もたくさんございました。それにつきましてもまた前向きに検討していかなきゃいけないかなと思いますので皆様方のご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。それから先月の総会でありましたけれども、平成26年度農業者功績者表彰ならびに農業名人認定表彰につきましても、毎年辰野町からも最低1名選んで出しておりますので、本年度もぜひ推薦していただきたく、今日の、19日ころが締め切りだと思ひますので、ぜひこの場において方向付けをしていただくようお願ひ申し上げるところでございます。いずれにいたしましても寒くなりましたので、体に十分気をつけていただきたいと思ひます。それではこれより総会に入りますので、慎重審議よろしくお願ひ申し上げまして、あいさついたします。よろしくお願ひいたします。

それでは3番以降進行させていただきます。3番の議事録署名委員の指名でございますが、15番の小澤委員、16番の栗澤委員、よろしくお願いいたします。

4番の議事に入りたいと思います、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、3条4条5条続けてお願いします、事務局、よろしくお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

東京都練馬区中村北..丁目..番...号にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字青木...番、地目は田、面積936㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は67aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

それでは現地を立ち会いました野澤委員のほうから説明をお願いします。

<8番野澤委員>

はい、それではこの件について説明いたします。譲受人ですが町内に住んでおります、経営面積も達しております、また地籍調査も済んでおりますので、この申請は許可してもよいかと思っております。

<尾坂会長>

はい、この場所につきましてはあれですか、東西線のところにあるわけですか。

<8番野澤委員>

そうです。東西線のラインです。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。譲る方が東京の方、受ける方が地元の方だということでございます。この件につきまして。「異議なし」の声)異議なしということでございますので、この件につきまして許可することといたします。それではNo. 2について説明よろしく申し上げます。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字辰野…番地にお住まいのAさん所有の、大字辰野字唐木沢…番、地目は田、面積740㎡を、大字辰野…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は2.1ヘクタールで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三浦委員と根橋鉄雄委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

はい、それでは詳細につきまして、三浦委員のほうから説明申し上げます。

<3番三浦委員>

はい、3番の三浦が説明させていただきます。11月16日に10番の根橋委員と現地を確認いたしました。(場所の説明)大きなビニールハウスがあるんですけど稲の苗を作るところ、そこが土地でございます。圃場整備も終わった後で境もしっかりしておりますし、譲受人の経営面積も先に事務局からの説明にありましたようにクリアしているということで、よしということで見えてまいりました、ご審議をよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この2番につきましてご意見ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。「異議なし」の声)ただいま、異議なしという声がございますのでこの件につきまして許可することにいたします。3番について申し上げます。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字辰野…番地にお住まいの A さん所有の、
大字辰野字羽場崎…、面積 37 m²、大字辰野字羽場崎…、面積 1174 m²
大字辰野字羽場崎…、面積 108 m²、大字辰野字羽場崎…、面積 174 m²
大字辰野字羽場崎…、面積 1347 m²、以上 5 筆、地目はすべて畑、合計 2840 m²を、
大字辰野…の松尾矢智代さんが取得するものです。譲渡人と譲受人は同居の親族
であり、生前贈与ですが、この農家世帯の保有している農業機械、労働力、通作距離
等見ても効率的な利用が可能であり、また農業経営面積は 50a で下限面積を超えて
おります。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利
用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には
該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、竹淵委
員と宮原委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

竹淵委員のほうから説明お願いいたします。

<11番竹淵委員>

はい、すみません、遅れて申し訳ありませんでした。この件ですけれど、A さん、旦那
さんから奥さんに所有権を移転、生前贈与ということで所有権を移転するものでござ
います。旦那さんが高齢になり耕作ができないということで現在奥さんが 50a 等を経営
しているので、その奥さんの名義へこの畑を譲り渡してこれから経営していただ
きたいということでもあります。農地面積も問題ありませんし自宅の周りということで、境
界もはっきりしておりましたので許可できると判断いたしましたのでご審議をよろしくお
願いします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。場所はどの辺りでしょうか。

<11 番竹淵委員>

(場所の説明)

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、何か、ご意見ご質問等ございましたら。生前贈与、夫から
妻へということでございますが。(「異議なし」の声)異議なしということでございますので

この件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。次に第4条1件につきまして、事務局説明お願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字平出…にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字平出…、地目は田、面積525㎡のうちの43.5㎡に、駐車場を新設するための申請でございます。申請者は、家族で複数台の車を所有しておりますが以前から駐車場が不足していたため、自宅に隣接している申請地のうち最低限必要な部分のみを利用して車3台分の駐車場としたい計画です。申請地は上下水道が埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、上平出コミュニティセンターと辰野町都市計画公園の辰野ほたる童謡公園がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、赤羽代理、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは代理のほうから。

<赤羽会長職務代理者>

それでは、2番の赤羽が説明させていただきます。(場所の説明)Aさんの、自分の自宅の前でです、そして自分の田んぼに駐車場をつくるということで確認させていただきました。11月14日下田委員とともに確認をして許可をすることにいたしました。審査をお願いいたします。

<尾坂会長>

この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたら。(「なし」の声)はい、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。それでは第5条につきまして事務局より説明お願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

神奈川県厚木市毛利台..丁目..番..号にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字山腰…、地目は畑、面積432㎡を、上伊那郡中川村片桐…にお住まいのBさんが取得し駐車場を新設するための申請でございます。この申請地は譲渡人の父が、譲渡人名義で購入した土地でありましたが、譲渡人は遠方に住んでおり、20年間放置され荒地となっていました。譲受人は申請地隣接の譲渡人の親族所有の宅地と建物を購入しましたが、隣接の申請地の処分に困っている話を聞き自身も駐車場等のスペースがほしかったため、この地を取得し車3台分の駐車場および物置等設置する計画です。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地の区域内であり農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、集落に接続しており位置的代替性もないことから許可はやむをえないと判断いたします。また全体宅地面積が749.31㎡と、500㎡を超えてしまいますが、残地の農地としての効率的利用は望めないことからやむをえないものと思われれます。この件につきましては計画変更申請も同時に提出されています。この件につきましては有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それではこの件につきまして有賀委員、説明お願いいたします。

<13番有賀委員>

それでは13番の有賀が説明いたします。(場所の説明)周りは荒廃地で非常にあの、雑木が生えていたり非常にあの荒れている農地でございますけれども、こちらのほうへ来ていただいて駐車場また住居を構えていただくと、大変ありがたいことだと思っています。許可したいと思っておりますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

(場所の質問)何かこの件につきましてご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。譲受人の人は中川村の人です。渡す人が神奈川県。ということのようでございます。何か。駐車場ということでございます。その他の欄のところに残地有効利用不可と書いてございますが、森林に近いということですか。

<13番有賀委員>

傾斜地だしね、だんだん、周りも荒れてるし、問題ないかと思っておりますけど。最初は別荘で購入してずっと20何年間ほったらかしになっていたところで、そんな状況ですので、許可していただければありがたいです、以上です。

<尾坂会長>

はい、何かご質問ご意見等ございましたら。(意見なし)はい、何も無いようでございますのでこの件につきまして許可することといたします。2番お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字平出…にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出…、地目は田、面積436㎡を、岡谷市川岸中..丁目..番..号にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在借家に暮らしておりますが、申請地を取得し自己の住宅を新築したい計画です。申請地は準工業地域の用途地域内ですので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては赤羽代理、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

ではこの件につきまして下田委員。赤羽委員。

<赤羽会長職務代理者>

2番赤羽が説明させていただきます。11月20日にCさんから連絡がありまして、下田委員とともにその日の夕方土地の立会いをさせていただきました。(場所の説明)ここは前にやっぱりAさんの所有のところをすでに売買されておりまして、そのときにすでに土地が農地でしたけれどもしっかり周りをコンクリートで囲いまして、境はしっかりしております。そのように確認させていただきましたのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問ございましたらお願いいたします。(「なし」の声)ご意見等、なし、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。3番につきまして説明をお願いします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字辰野…にお住まいのAさんが所有いたします、中央…、地目は田、面積480㎡を、箕輪町大字中箕輪…にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。所有者と申請人は祖父と孫であり、申請人は現在家族と借家に暮らしておりますが子供の成長や家族が増えることもあり、祖父の所有地である申請地を使用貸借して住宅を新築する計画です。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件について竹淵委員、お願いいたします。

<11番竹淵委員>

はい、11番竹淵です、お願いいたします。11月7日に宮原委員、上島委員、3名で立ち合わせていただきました。先ほど事務局から説明のあったようにお孫さんが現在箕輪に住んでおるんですけど、新築住宅を建ててこちらのほうへ住みたいということでもあります。(場所の説明)この地区につきましては国土区画整理事業で整備した土地でもあり許可しても差し支えないということで判断をさせていただきました。周りにも道路もありますし下水上水十分そろっておりますのでそんな形で許可をしてもいいかなということで提案をさせていただきます、よろしくご審議お願いします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「なし」の声)異議なしということでございますので、3番につきまして許可することといたします。続いて4番お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番につきましては、先月の総会にて審議いただき許可相当と判断いただいた件ですが、その後申請人が、土地と建物を共有名義にしたいと申し出があり、先月の申請

の取り下げと、新たに共有名義での申請が出てまいりました。変更点は申請人だけが説明をさせていただきます。

長野市松代町大室…の A さんが所有いたします、中央…、地目は畑、面積 247 m² を、大字平出…にお住まいの B さんと、大字平出…にお住まいの C さんが共有名義で取得し住宅を新築する計画でございます。他は先月説明のとおりですので、ご審議をお願いしたいと思います。

<尾坂会長>

これは先月やったので、名義がちょっと変わったということでございますので、この件についていかがですかね。ご意見ご質問等ございましたら。この件につきまして名前が一人から二人になったということでもありますけれど、この件について許可することいいですかね(「はい」の声)はい、どうもありがとうございました。以上で 5 条を終わります。次の件は先ほどお話のあったとおり計画変更で、当初転用者の人が変わったということで先ほど異議なしということでございますのでこの件につきまして終わりにします。それでは続きまして議案第 2 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について事務局より説明をお願いします。

【議案第 2 号:農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

今月は 8 件、13 筆、面積は 18540 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますのでお願いします。

<尾坂会長>

ただいま説明がありましたとおりこのようなかたちでもって利用権の設定ということでございますが、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(なし)ないようでございますので、この件につきましていいですかね。それではよろしくお願いいたします。続きまして議案第 3 号、非農地の承認についてお願いいたします。

【議案第 3 号:非農地の承認について】

<足助事務局次長>

非農地証明書の交付申請でございます。栃木県宇都宮市立伏町(りゅうぶくちょう)478-122 にお住まいの美馬亮子さんから、大字小野字休戸 1133-1、登記地目は

畑、371 m²について申請がありました。理由としまして、申請地は昭和 20 年ころに所有者が小野さんという家族に貸して住宅を新築し現在も居住しておりますが登記地目が畑のまま現在に至っているものです。課税も宅地となっております、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、小澤委員、宇治委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

現地を立ち会いました小澤さん、お願いいたします。

<15 番小澤委員>

15 番小澤が報告します。(場所の説明)地籍調査等ですでに確認されているところで特に問題ないということですのでよろしくお願いします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。すでに、登記上は畑であるけれど昭和 20 年ころから宅地だということですが、農地に戻すのは難しいということですので非農地として承認してよろしいですか、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。(「なし」の声)長いこと宅地でございますので非農地と承認することといたします。次に報告事項に進みたいと思います。(1)専決事項についてお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、11月許可決定の4条2件、5条9件につきましては、5条に2件の取り下げ申請があり、そのほかについては長野県農業会議から11月15日付けで許可相当の意見答申がありました。そのうち5条1件は開発許可の関係で許可を保留しておりますが、そのほかについては許可指令書を交付いたしております。取り下げのうち1件は土地所有者死亡のため、もう1件は先ほどの単独名義から複数名義にするためのものです。また、許可保留は赤羽のコンビニエンスストアの件ですが、開発許可が確定次第同日で許可書を発行する予定であります。専決事項については以上です。

<尾坂会長>

ただいま事務局からより説明がありました。この件につきまして何かご質問ご意見等ございましたら、「なし」の声)許可はこれにつきましては開発許可が県からおりた時点で農業委員会では出すということでございますのでご理解願いたいと思います。何かご質問等ございましたらお願いします、ないようでございますのでこの件につきましてはこれで終わりにしたいと思います。次に(2)番農地法第18条第6項の規定による届出について説明お願いいたします。

<足助事務局次長>

それでは(2)農地法第18条第6項の規定による通知書ということで、貸借の合意解約でございますが、1件、議案書10ページの上の段のとおりでございます。一緒にいいですか、(3)も引き続きお願いしたいと思います、(3)については認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、10ページの、こちらにも議案書の通りでございます。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま事務局から説明がありました、18条の6項と認定電気通信事業者の中継施設、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。こういうことでございますので、ご質問等ございませんのでこのような報告事項でございましたのでよろしくお願いいたします。以上で報告事項は終わりとします。次にその他につきまして事務局お願いします。

その他

○平成26年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

有賀茂人さんまたは沢底の団体、瀬戸ライスファーム、石川ライスセンター、林種鶏場が候補に。瀬戸ライスファームに決定。

○その他

(1)今後の研修会等日程

12/9(火) 農業者年金加入推進件数会(伊那市、宮原・赤羽・下田・中村・千田)

12/16(火) 農村女性フェスティバル(長野市、赤羽・下田・中村・千田)

(2)農地基本台帳および農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

農業委員会による審査(平成 27 年 1 月 20 日(火)午前 8 時 30 分から)
農業委員会活動活性化セミナーあり、松本市。そのあと新年会か。

(3)その他

都市計画審議会委員推薦→尾坂会長に決定

研修旅行精算・報酬・広報

味噌づくりについて

上島委員:コンバインで収穫ができるように何とかできないか。

尾坂会長:これまでも手刈り、タイミングや気候による。

赤羽代理:今回のやり方はよかった。

小澤委員:大豆の量、今年、去年はどうだったか、記録がほしい。

(H25:160kg+20kg、H26:216kg)

使用料等謝金について閉会后、会長・代理・農政部長・事務局にて話合

○次回委員会開催日 平成 27 年 1 月 6 日(火)午後 1 時 30 分～

役場 1 階第 2 会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印